

答弁書第四号

内閣参質一七〇第四号

平成二十年十月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員水戸将史君提出低血糖症に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水戸将史君提出低血糖症に関する質問に対する答弁書

一及び二について

低血糖症は、血糖値が生理的な調節範囲を外れて低下し、そのために中枢神経系及び自律神経系の機能異常を来した状態であると承知している。低血糖症による中枢神経系の機能低下に伴う症状として行動変容や錯乱等の精神症状を生ずる場合もあると承知しているが、御指摘のような治験例や知見については承知しておらず、一般に低血糖症により統合失調症、うつ病又はパニック障害が発症するとは考えられないと承知している。

三について

お尋ねについては、時間のいかんにかかわらず、既に糖負荷試験が保険適用の対象となっており、医師が個々の患者の症状に応じ、必要に応じて当該試験を実施しているものと認識している。

四について

御指摘の「このような取り組み」が何を指すのかが必ずしも明らかではないが、既に我が国においても、一般に精神症状と身体疾患が関連を有する場合があることについては広く認識され、御指摘の「DSM」

分類が精神障害の診断に広く用いられているものと承知している。

五について

子どもの低血糖症が増えているという現状にあるとは、認識していない。

六について

低血糖症そのものに対するブドウ糖の投与など一般的に必要な治療については、保険適用の対象となっているところであり、低血糖症の治療について、新たに医療費の助成等の措置を講ずる必要はないものと考えている。